

泉大個情審答申第3号

令和4年10月18日

泉大津市長 南 出 賢 一 様

泉大津市個人情報保護審査会

会長 寺 田 友 子

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて（答申）

令和4年10月3日付け泉大総第77号にて諮問のありました事項について、泉大津市個人情報保護条例第33条第2項の規定により、泉大津市個人情報保護審査会を開催し、慎重に審議した結果、同条第3項の規定により、下記のとおり答申します。

記

本市においては、市が保有する個人情報を保護するため、独自の泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例11号。以下「現行条例」という。）を制定し、種々の個人情報保護制度を実施してきた。ところが、世界的規模でデータ流通が行われるデジタル社会において、国は、個人情報の保護と情報流通の調和を図るため、行政機関と独立行政法人を対象としてきた個人情報保護法を廃止し、事業者に適用されてきた個人情報保護法を大幅に改正した（以下「改正法」という。）。この改正法は、地方公共団体の個人情報保護制度にも、令和5年4月1日から適用されることとなった。そして、地方公共団体の個人情報保護に関する条例は、この法律に基づくものとされ（改正法第167条）、法施行条例（以下「新条例」という。）の名称とならざるを得なくなった。個人情報保護を目的とする現行条例は、改正法の内容と矛盾抵触することは許されないことを確認しておく。

従って、諮問事項である「改正法施行後の本市の個人情報保護制度について」の検討は、Ⅰ 改正法が条例で規律することを認めている事項、Ⅱ 改正法と現行条例の

規定が矛盾抵触する場合等、改正法と現行条例の内容が中心となる。

I 改正法が条例で規律することを認めている事項

1 条例要配慮個人情報について

改正法第2条第3項では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と位置付け、同法第60条第5項では、地方公共団体が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例に定めることができる旨定めている。そして、その取扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）」においては、「条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することは、法の趣旨に照らしできない。」とされている。

現行条例第7条第3項では、要配慮個人情報に関して収集制限の規定を設けている。しかし、改正法に規定する要配慮個人情報以外に、本市の実情に応じて条例に規定を設けるべき特段の事情は見当たらず、条例において条例要配慮個人情報に係る取得や提供等を制限する規定を設けることができないのであるから、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性はない、と考えられる。

2 個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るものについて

- (1) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について、改正法第74条第1項では、「行政機関（会計検査院を除く国の行政機関）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。」旨規定され、ガイドラインにおいて、「委員会に対する事前通知義務は、行政機関における法運用の統一性及び法適合性を確保する趣旨によるものであるため、行政機関等ではなく、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除いた国の行政機関のみに課せられている。」と記載されている。

ところで、本市において、個人情報ファイルを保有する場合、現行条例第6条第1項は、実施機関の事前の市長への届出義務を規定し、届出を受けた市長は、「届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するもの」とされている（同条第4項）。本条の趣旨は、実施機関が個人情報を取り扱う事務について、その目的、対象者の範囲等を明らかにし、市民が自己に関する情報の所在や内容を確認することができるように市として取りまとめ、一般の閲覧に供することを定めたものと解される。

改正法施行後においては、各課において個人情報ファイルを保有したときは、市のホームページにおいて、改正法に基づく個人情報ファイル簿を含む個人情報ファイルに係る帳簿を公表するとのことである。市民等は、実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的、対象者の範囲等及び自己に関する情報の所在や内容をホームページにおいて容易に確認することが可能となる。また、各課が作成・変更した個人情報ファイルに係る帳簿をホームページにおいて公表する際、総務課が取りまとめるとのことであるので、各課が作成した個人情報ファイルに係る帳簿の内容を、改正法施行後においても総務課において把握していると認めることができる。

したがって、個人情報ファイルの保有等に関して事前通知を行う旨を新条例で定める必要性はないと考える。

- (2) 個人情報ファイル簿の作成・公表については、改正法第75条第1項では、「行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(個人情報ファイル簿)を作成し、公表しなければならない。」と規定し、「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」については、改正法第74条第1項の通知義務及び第75条第1項の作成・公表義務の適用を排除している。そして、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）第19条第2項では、「政令で定める数は、千人とする。」と規定している。また、改正法75条第5項では、「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公

表すること」を許容している。

① 本市の個人情報ファイルに係る帳簿の作成・公表については、本市の人口規模を勘案すれば、本人の数が法施行令で定める数（1,000人）未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイルに係る帳簿の作成・公表の対象とすることが適当である。その理由は、改正法第68条において、「保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第43条第4号）が生じた場合は、個人情報保護委員会に報告及び本人に通知しなければならない。」旨規定されているからである。したがって、本人の数が100人以上の個人情報ファイルについて、「個人情報ファイルに係る帳簿」を作成・公表することが適当である、と考える。

② 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（法施行規則第43条第1号）が生じた場合は、個人情報保護委員会に報告及び本人に通知しなければならない（改正法第68条）こと、そして、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）」において、「番号法第28条の規定に基づき、特定個人情報保護評価としてファイル名や記録項目等を公表する必要がある。」とされていることを考慮すれば、個人情報ファイルが要配慮個人情報を含む場合、及び個人情報ファイルが特定個人情報ファイルである場合には、本人の数が100人未満の個人情報ファイルについても、「個人情報ファイルに係る帳簿」を作成・公表することが適当である、と考える。

また、個人情報ファイル簿の対象より、上述の2つの個人情報ファイルに係る帳簿の作成・公表の対象は、広いので、市民にとって、大変有用であるから、改正法第75条第5項に基づき、条例において作成・公表を根拠づけることが要請される。

(3) 以上のことから、本市においてすでに作成されている個人情報取扱事務登録簿を、個人情報ファイル簿及び(2)において述べた「個人情報ファイルに係る帳簿」と重ねて、引き続き作成・公表する必要性はないと考える。

3 本人開示等請求における情報公開条例と関連する不開示情報の範囲について

ガイドラインにおいて「地方公共団体の機関における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。」と記載されている。

本市においては、改正法第78条第1項各号の規定により不開示とされている情報であって、泉大津市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）で開示することとされている情報は存在しないことから、情報公開条例と整合性を図るため、開示とする規定を条例に設ける必要性は認められない。

また、情報公開条例第7条第2号の法令等秘情報に相当する規定は、改正法第78条第1項各号には置かれていないが、法令等秘情報として不開示とされる情報は、改正法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられる。また、情報公開条例第6条各号及び第7条第1号に規定する不開示情報は、改正法により全て不開示情報とされていることから、情報公開条例との整合性を図るため、不開示とする規定を条例に設ける必要性も認められない。

4 本人開示等請求における手数料について

改正法第89条第2項では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定し、同条第3項では、「前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」と規定している。また、ガイドラインは、「地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。」と記載している。

本市においては改正法施行後も現行条例を変更する特段の理由も見当たらないことから、手数料については無料とし、写しの作成その他の交付に要する費用は当該写しの交付を受ける者が負担し、写しの作成に要する費用は減免しないとの取扱いを、今後も維持することが適当である、と考える。

5 審議会等への諮問について

改正法第 129 条は、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定する。

改正法施行後の本市においても、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴く必要があると考えられる。個人情報保護審査会は、「実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度の運営に係る基本的事項又は重要事項を調査審議する機関」として、現行条例第 33 条に基づき、平成 10 年 10 月に設置された。以来今日に至るまで、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べてきた。この実績を通じて、専門的な知見を蓄積しているため、個人情報の適正な取扱いを確保するための意見を聴く機関として適任である、と自認したい。

したがって、改正法施行後においても、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護審査会に諮問する制度を採用するよう要望する。

また、泉大津市情報公開審査会、泉大津市行政不服審査会及び泉大津市個人情報保護審査会を統廃合して、新たな審査会に再編するか、既存の審査会を維持するかについては、各審査会において担任する事務の性質や調査審議する内容、これまで各審査会においてそれぞれの専門的な知見を蓄積してきたこと等を踏まえると、既存の三審査会を維持することが望ましいと考える。

II 改正法と、現行条例の規定が抵触する事項

6 口頭による開示請求について

現行条例第 22 条では「簡易な開示」として、「開示請求をしようとする者は、

実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。」「実施機関は、第 1 項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 20 条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。」と規定している。

しかしながら、改正法第 77 条第 1 項において、「開示請求は、書面を行政機関の長等に提出してしなければならない」旨規定されていることに鑑みると、改正法施行後においても引き続き、「簡易な開示」に関する規定を条例に設けることは認められないものと思われる。

ところで、事務対応ガイドにおいて、「口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。」と記載されていることに鑑みると、改正法施行後においても口頭により開示を求められた場合、改正法の規定に基づき適正に対応されることを要望する。

7 開示決定期間について

改正法第 83 条第 1 項では、「開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内に決定しなければならない。」と規定し、同条第 2 項では、「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。」と規定している。そして、「個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関等編）（以下「Q & A」という。）」において、「法第 83 条第 1 項の期間を短縮した場合であっても、同条第 2 項の期間について法が定める 30 日を超える期間とすることはできない。」と記載している。

ところが、本市の開示決定については、現行条例第 20 条第 1 項は、「開示請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 15 日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。」と規定し、同

条第4項において、「第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあっては、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。」と規定しているので、請求を受けてから原則15日以内・延長45日以内（合計60日以内）に決定することとなる。開示決定に関するこれらの規定は、改正法施行後の条例に設けることはできないもの、と考える。

したがって、改正法施行後の開示決定の期間については、請求を受けてから原則30日以内・延長30日以内（合計60日以内）に決定すると、規定されるべきである。また、開示決定期間について、現行条例と同様の規定を持つ現行の情報公開条例においても、両制度の整合性を図るため、原則30日以内・延長30日以内（合計60日以内）に決定するよう、改正されるべきである。

ただし、実施機関が両制度の事務を取り扱うに当たっては、改正法施行後も行政サービスの低下とならないよう、またそのような疑いを持たれることのないよう、現行の運用と同様に、請求があった場合、その内容を十分に精査した上で、できるだけ速やかに決定することを要望する。

8 開示決定に基づく開示を受けないで、訂正及び利用停止をすることができるかについて

改正法は、開示決定に基づき開示を受けた者が、訂正及び利用停止請求を行うことができる、と規定している（第90条第1項、第98条第3項）。また、第90条第1項ただし書は、「他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合には、この限りでない。」と規定し、この法令には、条例も含まれる、と解されている。現行条例は、訂正及び利用停止の請求に開示決定前置を採用していない。保有情報に明白な誤りがある場合にまで、開示決定を要求することは、市民にとって加重的な負担となることから、改正法施行後も現行条例と同様の取扱いを継続する、ことを要望する。

III 改正法と関連して、条例で定めることができるか否かを検討すべき事項

9 死者に関する情報の取扱いについて

改正法第2条第1項では、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報である

旨規定され、「ガイドライン」において「法では、『個人情報』を生存する個人に関する情報に限っているところ、『個人情報』の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で『個人情報』に含めることはできない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。」との見解が示されている。

一方、本市においてはこれまで、現行条例により死者に関する情報についても個人情報に含むものとして、個人情報保護制度を運用してきたとのことである。改正法と死者に関する情報を保護の対象から除外していない現行条例の規律との整合性を図るとともに、死者に関する情報の不適正な取扱いにより死者の名誉が傷つけられたり、遺族等の生存する個人の権利利益が侵害されることのないよう、死者に関する情報の取扱いについて、法施行条例とは別に規定を設けて、独自の措置を講じることが適切である、と考える。

10 地方議会の自律権に関する事項について

改正法では、改正法が適用される機関として地方公共団体の機関を規定しているが、改正法第2条第11項第2号の規定により地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、一部の規定を除き、地方公共団体の機関から除外されている。

一方、現行条例では、実施機関に議会が含まれており、本市の議会についても個人情報保護条例の規律が適用されている。

今後の市議会における個人情報等の取扱いについては、条例等に規定する内容を含め、自律的な対応に委ねられるものであるが、これまで市議会が個人情報保護条例に規定する実施機関の1つとして他の実施機関と同様に個人情報保護条例の規律が適用されてきたことに鑑みると、改正法施行後においても引き続き、個人情報等の基本的な取扱いや開示請求等についても、執行機関と同様の措置を講ずることが望ましい。

IV 改正法が導入を猶予している事項

11 行政機関等匿名加工情報制度の導入について

改正法附則第7条の経過措置により、行政機関等匿名加工情報制度（第5章行政機関等の義務等の第5節）の実施については、当分の間、都道府県・指定都市以外の地方公共団体においては努力義務とされ、令和5年4月からの制度導入は任意となっている。

行政機関等匿名加工情報制度を導入するかについては、これまで本市において実際に非識別加工情報提供制度が運用された実績がなく、同制度に関する十分なノウハウもないことから、本市に同制度を導入した場合に、適切な運用ができるかについての懸念がある様である。また、同制度導入によって生じる影響などを十分に調査検討する必要があることを考えると、令和5年4月から行政機関等匿名加工情報制度を導入することを見送ることが適当であると思う。

V 現行の個人情報保護条例で定めている改正法から見た独自規定について

12 運用状況の公表について

現行条例第37条では「運用状況の公表」として、「市長は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。」と規定している。

改正法施行後においても、本市の個人情報保護制度の運営実態を明らかにすることにより、この制度の適正を確保し、市民等の理解と信頼を深めることができると考えるので、引き続き同様の規定を条例に設けることが、当然にして望まれる。

答申に関与した委員の氏名

（寺田友子、永水裕子、増田正典、山口悟、木下威英）